



PRESS RELEASE



平成 26 年 5 月 21 日

各 位

東京都墨田区両国 1 丁目 7 番 2 号  
株式会社 カーチスホールディングス  
代表執行役社長 富田 圭潤  
(コード番号 7 6 0 2 東証第 2 部)  
執行役 高田 知行  
電話番号：03 - 5825 - 5075

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 27 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 発行可能株式総数の減少及び単元未満株式の買増制度の導入について

第 27 回定時株主総会に付議される第 2 号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第 6 条で規定する発行可能株式総数を減少させる為に所要の変更を行うものです。現在、発行可能株式総数は 492,932,364 株ですが、10 株を 1 株とする株式併合を実施する予定である為、この併合の割合にほぼ対応させた割合で、株式数を 50,000,000 株に減少するものです。

なお、上記発行可能株式総数の減少については、株式併合の効力発生日にて変更の効力が発生する附則を設けており、本附則は株式併合の効力発生日後、これを削除いたします。

また、単元未満株を保有する株主様の利便性を高める事を目的として、単元未満株式の買増制度を導入すべく、第 9 条を新設いたします。

##### (2) 事業目的の追加・変更、本店移転及び取締役・執行役の員数について

当社の今後の事業拡大に備え、また、持株会社としての事業目的により適合した内容にするため、現行定款第 2 条の事業目的の追加・変更を行うものであります。

また、当社は、本店所在地を現在の墨田区より、本社機能の所在地である台東区に集約することにより、業務の効率化を図ることを目的として、現行定款第 3 条を変更いたします。

また、今後の事業拡大に備え、取締役及び執行役の員数を取締役については現行の「11 名以内」から「15 名以内」に、執行役については、現行の「15 名以内」から「25 名以内」に拡大することを目的として、現行定款 18 条及び 30 条を変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>子会社管理事業</u></p>	<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社（外国会社を含む。）の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること</u></p> <p><u>(1) 各種自動車・自動二輪者の売買・輸出入・仲介・斡旋</u></p> <p><u>(2) 自動車整備・修理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 自動車部品・用品の製造・販売・輸出入・装着並びにそれらの仲介・斡旋</u></p> <p><u>(4) 損害保険代理業並びに生命保険の募集</u></p> <p><u>(5) 電話対応代行業務及びコンサルティング等、市場調査、宣伝及びコンサルティング業</u></p> <p><u>(6) 自動車・自動車部品・用品に関するフランチャイズチェーンシステムによる販売に関する加盟店の募集及び指導業務</u></p> <p><u>(7) レンタカー事業並びにそれらの仲介・斡旋</u></p> <p><u>(8) 労働者派遣に関する業務</u></p> <p><u>(9) 中古車以外の古物の売買</u></p> <p><u>(10) 自動車関連事業者会員組織の運営及び当該会員に対する各種商品の販売・仲介・斡旋</u></p> <p><u>(11) 運送業務並びにそれらの仲介・斡旋</u></p> <p><u>(12) 自動車教習所の教習生の募集・仲介・斡旋</u></p> <p><u>(13) 問屋業、仲立業及び代理業</u></p> <p><u>(14) 通信販売業務</u></p> <p><u>(15) 前記各号までの活動に附帯する一切の事業</u></p>

<p>2. 不動産の所有・賃貸・管理、その他附帯する一切の事業</p> <p>3. <u>その他適法な一切の事業</u></p> <p>4. <u>自動車整備・修理に関する一切の事業</u></p> <p>5. <u>自動車部品・用品の販売・輸出入・装着並びにそれらの仲介斡旋、その他自動車関連品に関する一切の事業</u></p> <p>6. <u>損害保険代理並びに生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都<u>墨田区</u>に置く。</p> <p>第 4 条～第 5 条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>492,932,364 株</u>とする。</p> <p>第 7 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 9 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>11 名</u>以内とする。</p> <p>第 19 条～第 29 条 (条文省略)</p>	<p>2. 不動産の所有・賃貸・管理、その他附帯する一切の事業</p> <p>3. <u>経営コンサルティング業</u></p> <p>4. <u>企業の管理部門業務(人事・経理・システム等)等アウトソーシング受託</u></p> <p>5. <u>金融業</u></p> <p>6. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都<u>台東区</u>に置く。</p> <p>第 4 条～第 5 条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000 株</u>とする。</p> <p>第 7 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対し請求することができる。</u></p> <p>第 10 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>15 名</u>以内とする。</p> <p>第 20 条～第 30 条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(執行役の員数)  第30条 当社の執行役は、<u>15</u>名以内とする。</p>	<p>(執行役の員数)  第<u>31</u>条 当社の執行役は、<u>25</u>名以内とする。</p> <p>以下、条項繰り下げ</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(<u>定款一部変更の効力発生日</u>)  <u>第6条の変更は、当社第27回定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成26年10月1日をもって当該変更の効力が発生するものとする。なお、本附則は当該変更の効力が発生した日をもって削除する。</u></p>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成26年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	平成26年6月27日(予定)
	平成26年10月1日(予定)(第6条のみ)

以 上